

幌延町税条例の一部改正のお知らせ

地方税法などの改正に伴い、幌延町税条例の一部を改正しましたので、主な内容をお知らせします。

個人町民税

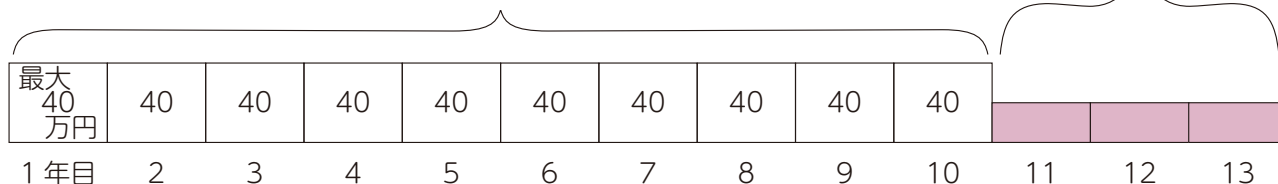
(1) 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の拡充 <<平成31年4月1日施行>>

消費税率の引き上げに伴う需要変動の平準化対策として、消費税率10%が適用される住宅の取得等について、住宅ローン控除の控除期間を10年間から13年間へ3年延長されます。

<住宅ローン控除拡充イメージ>

改正前の住宅ローン減税

(ローン残高(最大4,000万円)の1%を控除(最大40万円))



(注) 長期優良住宅や低炭素住宅の場合、入居1～10年目は隔年、ローン残高(最大5,000万円)の1%を控除(最大50万円)

(2) 町民税の非課税措置 <<令和3年1月1日施行>>

子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人町民税を非課税とします。

軽自動車税

(1) 環境性能割の臨時的軽減 <<令和元年10月1日施行>>

消費税率の引き上げに伴う需要変動の平準化対策として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した場合、環境性能割の税率が1%分軽減されます。(新車・中古車を問わず対象)

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1.0%	非課税
2.0%	1.0%

(2) グリーン化特例の見直し <<令和元年10月1日～随時施行>>

消費税率の引き上げに配慮し、軽減割合が変更された上で、これまでの措置が2年延長されます。

【取得期間】

平成31年4月1日～令和3年3月31日(新車登録のみ)

【軽減年度】

令和元年度、令和2年度(取得の翌年度のみ)

【取得期間】

令和3年4月1日～令和5年3月31日(新車登録のみ)

【軽減年度】

令和3年度、令和4年度(取得の翌年度のみ)

対象車	軽減割合	対象車	軽減割合
電気自動車、天然ガス自動車	△75%	電気自動車、天然ガス自動車	△75%
令和2年度燃費基準+30%以上達成車	△50%	上記以外の車両	-
令和2年度燃費基準+10%以上達成車	△25%		

お問い合わせ先：住民生活課 税務保険グループ 電話：5-1115 告知端末機：5-8812